



福島医発第 308 号（地）
平成 28 年 4 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 28 年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて(その 2)

熊本地震による被災状況等鑑み、関連書類等の紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない場合の取扱いについて、平成 28 年 4 月 18 日付福島医発第 221 号（地）「平成 28 年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」にてご連絡申し上げたところです。

今般、上記の取扱いに加えて、新規の申請の取扱い及び受給者証等の有効期間経過後の取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありました。

また、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法における、定期検査及び母子感染防止医療を受ける際に、受給者証を提示することができない場合の取扱いについても併せて示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

平成 28 年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて(その 2)

(平 28.4.20 事務連絡厚生労働省健康局 がん・疾病対策課、結核感染症課
雇用均等・児童家庭局 母子保健課)

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

(保 26) F
平成 28 年 4 月 20 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

平成 28 年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その 2）

熊本地震による被災状況等鑑み、関連書類等の紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続をとることができない場合の取扱いについて、平成 28 年 4 月 17 日付（保 15）「平成 28 年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」にてご連絡申し上げたところです。

今般、上記の取扱いに加えて、新規の申請の取扱い及び受給者証等の有効期間経過後の取扱いが示されました。

また、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法における、定期検査及び母子感染防止医療を受ける際に、受給者証を提示することができない場合の取扱いについても併せて示されました。

以上について、添付資料のとおり本会あてに周知依頼が来ましたので、ご連絡申し上げますとともに、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

平成 28 年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その 2）

（平 28. 4. 20 事務連絡

厚生労働省健康局 がん・疾病対策課、結核感染症課
雇用均等・児童家庭局 母子保健課）

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 20 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省健康局

がん・疾病対策課

結核感染症課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

母子保健課

平成 28 年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その 2）

健康行政、社会福祉行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、別添 1 のとおり都道府県民生・衛生主管部（局）宛て通知いたしましたのでご連絡いたします。さらに、別添 2 のとおり、社会保険診療報酬支払基金宛て通知いたしましたので併せてご連絡いたします。

貴団体におかれましても関係者への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

用件のみにて失礼いたしますが、緊急事態であることを御理解の上、御協力賜りますようお願い申し上げます。

(別添 1)
事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 20 日

各都道府県 民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課
結核感染症課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課

平成 28 年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その 2）

健康行政、社会福祉行政につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

この度の熊本県熊本地方の地震による被災状況等に鑑み、関連書類等の紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療を受けるために必要な手続きをとることができない場合も考えられることから、被災者の方々の公費負担医療の取扱いについて、「平成 28 年熊本地震による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(平成 28 年 4 月 15 日付け厚生労働省健康局総務課等事務連絡)を発出したところです。

今般、上記の事務連絡の取扱いに加えて、新規の申請の取扱い及び受給者証等の有効期間経過後の取扱いについて、別紙のとおりとすることといたします。また、貴管内の市町村（特別区を含む。）に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

なお、(公社)日本医師会等に対しましても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

(1) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成28年4月14日から同年6月30日までに新規に受理した受給者証の交付申請については、今般の地震による被災状況等に鑑み当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各都道府県の判断により、医師の診断書に記載された日を交付申請書の受理日とみなして受給者証を交付することとして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の都道府県知事が認定を行った上、受給者証を交付するものとする。

なお、この場合、受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

③ 受給者証の有効期間経過後の取扱い

現に受給者証の交付を受けている患者であって、受給者証の更新申請を行っている者（更新申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、更新の受給者証が交付されるまでの間は、現に有している受給者証の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

(2) 肝炎治療特別促進事業

① 新規申請に係る有効期間の始期の取扱い

平成28年4月14日から同年6月30日までに新規に受理した受給者証の交付申請については、今般の地震による被災状況等に鑑み、当該申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、各県の判断により、医師の診断書に記載された助成対象となる治療の開始日を交付申請書の受理日とみなして取扱うこととして差し支えないものとする。

② 都道府県域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県から他の都道府県へ避難している者が新規に受給者証の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の都道府県知事が認定を行った上、受給者証を交付するものとする。

なお、この場合、受給者証の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

③ 受給者証の有効期間経過後の取扱い

現に受給者証の交付を受けている患者であって、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に関する助成期間の延長申請又は受給者証の更新申請を行っている者（延長申請又は更新申請を行う予定であった者を含む。）に係る取扱いについては、当該延長又は更新が認定された後に、現に有する受給者証の有効期間の終期まで遡及する取扱いとしてよいものとする。

（３）児童福祉法第２０条の規定に基づく療育の給付

① 都道府県域等を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある県等から他の都道府県等へ避難している者が新規に療育券の交付申請を行う場合には、当該他の都道府県知事等に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の都道府県知事等が認定を行った上、療育券を交付するものとする。

なお、この場合、療育券の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

② 療育券の有効期間経過後の取扱い

現に療育券の交付を受けている者であって、療育券の継続申請を行っている者（継続申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、継続の療育券が交付されるまでの間は、現に有している療育券の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

（４）母子保健法第２０条の規定に基づく養育医療の給付

① 市町村域を超えて避難した者に係る申請地の取扱い

今般の災害により居住地のある市町村から他の市町村（特別区を含む。）へ避難している者が新規に養育医療券の交付申請を行う場合には、当該他の市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）に申請を行うことも可能とし、この場合、当該他の市町村長が認定を行った上、養育医療券を交付するものとする。

なお、この場合、養育医療券の交付申請の際に添付することとされている住民票等の書類については、実情に即した弾力的な対応をとることとして差し支えないものとする。

② 養育医療券の有効期間経過後の取扱い

現に養育医療券の交付を受けている者であって、養育医療券の継続申請を行っ

ている者（継続申請を行う予定であった者を含む。）については、今般の地震による被災状況等に鑑みやむを得ないと認められる場合に限り、継続の養育医療券が交付されるまでの間は、現に有している養育医療券の有効期間の経過後も継続して受診できるものとする。

(別添 2)
事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 19 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課

平成 28 年熊本地震による被災者の定期検査等の取扱いについて

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

この度の熊本県熊本地方の地震による被災状況等に鑑み、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成 23 年法律第 126 号。以下「法」という。)第 16 条第 1 項に規定する受給者証(以下「受給者証」という。)については、受給者証を紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において法第 12 条第 1 項に規定する定期検査(以下「定期検査」という。)及び法第 13 条第 1 項に規定する母子感染防止医療(以下「母子感染防止医療費」という。)を受ける際に、受給者証を提示することができない場合も考えられることから、被災者の方々の定期検査等の取扱いについて、当面別紙 1 のとおりとすることといたします。

(1) 定期検査等受診時における取扱

定期検査又は母子感染防止医療を受ける際、法第 16 条第 1 項に規定する受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、一部負担金の支払を要することなく受診できるものとする。

(2) 当該患者に係る定期検査費等の請求時における取扱

医療機関等は、受給者の申し出があった場合、明細書に 8 桁の公費負担者番号(62130018)を記載するとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

また、受給者番号(7 桁)が確認できた場合には、当該番号も記載することとし、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

なお、受給者証の使用が可能である、公費負担の対象となる医療は、別紙 2 のとおりである。

1. 定期検査

(1) 支給の対象となる費用

- ・ 本人が慢性肝炎等の発症を確認するため、下記(2)の上限回数の範囲内で定期検査を受けた際の検査費用および初・再診料(自己負担分)

(2) 上限回数

- ・ 血液検査、画像検査(腹部エコー): 年4回
 - ・ 画像検査(造影CT・造影MRI、または単純CT・単純MRI): 年2回
- ※ 回数のおえ方は、暦年単位(毎年1～12月の間に4回または2回までの受診)。
- ※ 血液検査の対象となる検査項目: 赤血球数、白血球数、血色素測定(ヘモグロビン)、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST(GOT)、ALT(GPT)、ALP、 γ -GTP(γ -GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、ZTT、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、HBe 抗原、HBe 抗体、HBV-DNA

2. 母子感染防止医療

(1) 支給の対象となる費用

- ・ 和解対象者が出産した時に、その子に対するB型肝炎ウイルスの母子感染を防止するため、下記(2)の上限回数の範囲内でワクチンの投与等およびこれに附帯する検査が行われた場合、その投与等の費用、検査費用、初・再診料(自己負担分)

(2) 上限回数

- ・ 母親の血液検査(HBe 抗原及び HBe 抗体) : 子1人につき1回